

---

プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	第 525 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 525 回企業会計基準委員会（2024 年 5 月 9 日開催）において、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲についての再提案及び時価評価するオプションを適用した場合の減損処理について聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### （組合等の範囲に関する意見）

2. 本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲についての事務局の再提案に賛同する。
3. 資料第 27 項(1)の要件に関して、キャピタル・ゲインの獲得を目的としているファンドでは構成資産である市場価格のない株式を時価で評価することが有用であることを示す観点から、出資者が複数であることを要件に含めることが適切と考える。
4. 「いわゆるプロ」の表現に関して、金融商品取引法における適格機関投資家又は特定投資家を指す場合が多いものの、誤解を招く可能性があるため見直すことが適切と考える。

### （減損処理に関する意見）

#### 時価のある有価証券の減損処理に関する定めを適用するアプローチについて

5. 時価評価するオプションを適用した場合の減損処理に関して、時価のある有価証券の減損処理に関する定めを適用するアプローチを採用するとする事務局の提案の方向性に賛同する。
6. VC ファンドの投資先の株式評価に関して、アーリーステージの投資先などは評価額が高く算出されないケースも想定され、時価の算定方法によっては即時に減損が生じる可能性があると考えられるため、実務に混乱を生じさせないかを確認いただきたい。
7. VC ファンドの投資先の時価評価に関して、アーリーステージの投資先では時価評価することで評価損又は減損が生じる可能性が相応に高いと考えられるが、提案者のニーズを

踏まえると過度に懸念する必要はないと考える。

8. VC ファンドの投資先の時価評価に関して、アーリーステージの投資先であったとしても適切に時価評価されている場合は、即時に減損が生じるとは限らないと考える。
9. 時価が著しく下落した場合の回復可能性の判断に関する懸念に関して、本プロジェクトの目的やテーマ提案者のニーズを踏まえ、一定程度割り切って対応する必要があると考える。

#### 評価差額の会計処理について

10. 分散投資を行っているファンドへの出資を想定した場合、期間業績判断の観点から構成資産の一部から生じる減損損失を先行して純損益（PL）に認識することに違和感があるため、時価評価差額をPL とすることを再検討することが適切と考える。

#### **（その他の意見）**

#### オプションの適用単位について

11. ファンドの特性や出資者の関与の仕方は様々であるため、出資者がファンドの状況を見極めて判断することができるように、時価評価することをファンド単位で選択可能とすることが適切であると考え。
12. VC ファンドの出資先の中には監査に耐え得る財務諸表を作成していない会社等もあると想定されるため、時価評価することを銘柄単位で選択可能とすることが実務上望ましいと考える。

#### その他

13. 本プロジェクトの範囲に関連して、対象とする組合等への出資全体をその他有価証券として取り扱うオプションを設けることが可能であるかどうかについて確認させていただきたい。

以 上